
第2章. 現状と課題

第1節. 八尾市の概況

1. 位置・地形

本市は府の東部にあって、東は生駒山系の稜線で奈良県に、西は大阪市に、北は東大阪市に、南は柏原市、藤井寺市、松原市に接し、南部は大和川に至ります。面積は41.72km²です。

本市の地形は、東部の生駒山地と西部の河内平野に大別されます。河川は、市域南部に大和川が西に流れており、その分流の玉串川、楠根川、長瀬川、平野川等は北西に流れています。市域東部の水を集め北に流れる恩智川は寝屋川水系を構成しています。

平野部は、旧大和川が形成した氾濫平野と自然堤防からなり、玉串川、楠根川、長瀬川、平野川等は、大和川が1704年に現在の位置に付け替えがされるまでの旧河道です。平野部の標高は5～10m、その大半が市街化されています。また、古代・中世においては大和と難波を結ぶ中継地として街道が発達し、久宝寺寺内町、萱振寺内町、八尾寺内町等古い街並みが形成されています。

生駒山地は、高安山（標高488m）を最高に標高400～450mの稜線が南北に連なっており、河内平野に面して斜度40度以上の急斜面が発達しています。山麓部は段丘及び複合扇状地地形となっており、緩斜面で、土石流地形や地すべり地形が見られます。

2. 気候・気象

気候は瀬戸内型気候に属し、概して温暖で年平均気温16.8℃、年間降水量1,232mm、年平均風速2.7m/s（大阪管区気象台八尾観測所・年ごとの値／平成25年（2013年）～平成29年（2017年）の平均値より）となっています。

3. 人口・行政区

本市の人口は、令和2年（2020年）3月末日現在、人口265,908人、世帯数125,624世帯です。人口推移を見ると、市制施行時の昭和23年（1948年）には64,431人でしたが、昭和30年代の高度経済成長期の人口・産業の都市集中により昭和44年（1969年）には207,361人と20万人を超え、昭和45年（1970年）以降も人口の増加傾向は続きましたが、平成3年（1991年）をピークに微減に転じています。

4. 土地利用構造

本市は、広域交通の大動脈となる大阪中央環状線沿いの西部地域と、中央部の地域及び東側の生駒山地及び山麓一帯の東部地域に区分されます。

西部地域は、交通の利便性を生かした都市活力ゾーンであり、工業地、住宅地等が広がります。中央部の地域は、近鉄八尾駅周辺を中心市街地や近鉄河内山本駅周辺、JR八尾駅周辺等の都市核と住宅、

商業、工業地域で構成されます。東部地域は、農業と住宅が調和する田園住宅地域であるとともに、山地や自然の広がるゾーンです。南部地域においては、ヘリコプター等の小型機専用空港となる八尾空港や陸上自衛隊八尾駐屯地があります。

5. 交通網

幹線道路は、南北軸として西側に大阪中央環状線・近畿自動車道が、東側に大阪外環状線が通っており、東西軸は南側に国道25号が通っています。これらの道路を軸として道路網が形成されていますが、主要な道路網となる都市計画道路については未整備の区間が多く、住宅密集地における狭小な生活道路等、道路整備の課題があります。

鉄道は、近鉄大阪線、信貴線、JR関西本線（大和路線）、おおさか東線、大阪メトロ谷町線が通っています。

6. 産業構造

本市では、事業所数の70%近くを小売業・サービス業等の第3次産業が占めています。また、第2次産業の占める割合も30%以上と高く特に製造業が占める割合が25.8%となっており、主要な産業となっています。

第2節. ごみ処理の現状

1. ごみの収集体制

(1) 家庭系ごみの収集概要

本市のごみ収集体制については、直営収集を実施しています。なお、本市では、指定袋制度を採用し、自治振興委員会の協力を得ながら、各世帯に無料配付を行っています。

家庭用指定袋、家庭系ごみの分別区分、収集頻度等は以下に示します。

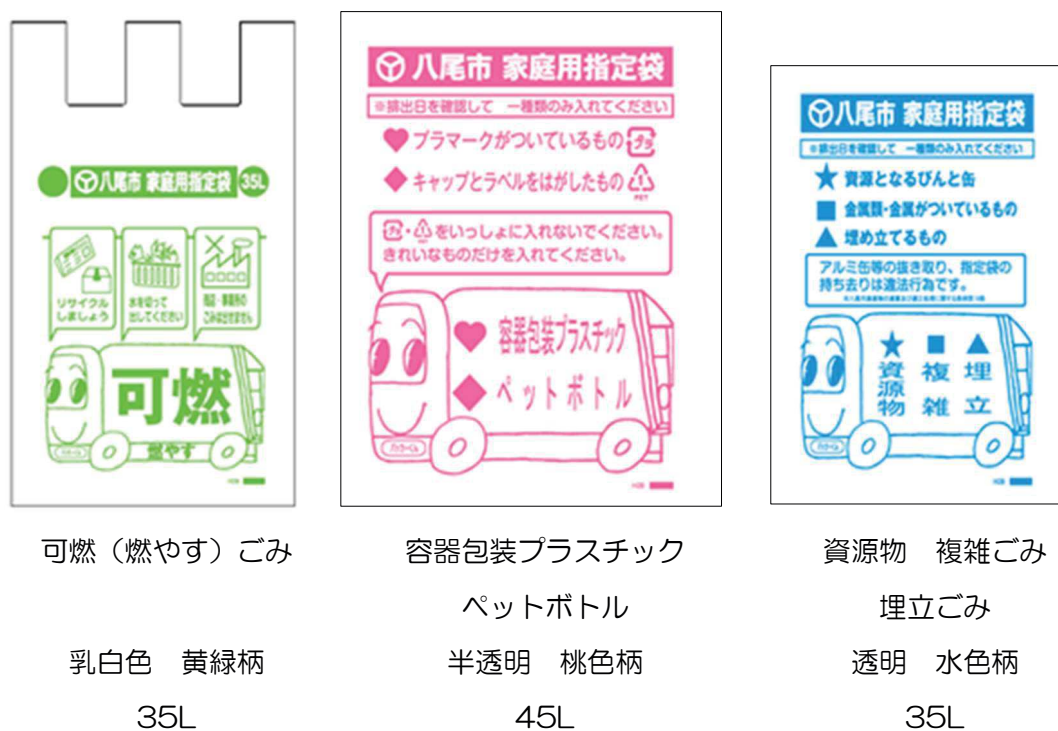


図2-1 家庭用指定袋



分別区分	ごみの種類	指定袋の種類	収集頻度
可燃（燃やす）ごみ	生ごみ、草・小枝、紙おむつ（付着した汚物はトイレに流してください）、CD、革製品、プラマークのないプラスチック製品等の燃えるごみ	指定袋 （黄緑色） ●	2回／週
簡易ガスボンベ・スプレー缶	簡易ガスボンベ、カセットボンベ、スプレー缶	中が見える （分かる）袋	2回／週
容器包装プラスチック	レジ袋、ビニール袋、ラップ・フィルム類、卵パック等のプラスチック製容器類、お菓子等の袋類、食料品のトレイ・パック、カップ麺等の容器類、発泡スチロール類	指定袋 （桃色） ♥	1回／週
ペットボトル	ペットボトル	指定袋 （桃色） ◆	1回／月
資源物	食物、飲料、化粧品が入っていたびん、缶	指定袋 （水色） ★	2回／月
複雑ごみ	金属類、金属がついているもの等	指定袋 （水色） ■	1回／月
埋立ごみ	陶磁器やガラス食器、板ガラス等	指定袋 （水色） ▲	第5水曜日
粗大ごみ	指定袋に入らない大きさのごみ	—	電話予約制

表2-1 家庭系ごみの分別区分・排出方法・収集頻度

(2) 事業系ごみの収集概要

事業所から排出されるごみ（事業系一般廃棄物）については、事業用指定袋による直営収集と処理施設への自己搬入にて対応してきましたが、平成18年（2006年）6月から事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）収集運搬業許可制度を開始し、市の許可を受けている28社（令和2年（2020年）9月末現在）の事業系一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という。）が収集業務を実施しています。

2. ごみ処理の流れ

本市では、家庭から排出されるごみは、以下の図のとおり、処理されています。

可燃（燃やす）ごみについては、大阪広域環境施設組合八尾工場へ搬入し、焼却処理しております。処理後に残る焼却残渣は、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）に搬出され、埋立処分をしています。

粗大ごみ、複雑ごみ、簡易ガスボンベ・スプレー缶、資源物、容器包装プラスチック、ペットボトルについては、八尾市立リサイクルセンターへ搬入し、選別・破碎・圧縮等の中間処理を行い、再生資源業者へ引き渡し、鉄やアルミ、ガラス等に再資源化しています。

埋立ごみについては、八尾市一般廃棄物最終処分場にて埋立処分をしています。


また、事業所から排出されるごみ（事業系一般廃棄物）については、許可業者により、大阪広域環境施設組合八尾工場へ搬入し、焼却処理しています。



図2-2 八尾市のごみ処理の流れ

3. ごみ処理施設


(1) 焼却施設

名 称	大阪広域環境施設組合八尾工場	
所 在 地	八尾市上尾町七丁目 1 番地	
敷 地 面 積	40,100m ²	
竣 工	平成7年（1995年）3月	
総 工 費	約 290 億円	
焼 却 能 力	基準能力 600 t / 24 時間	

※大阪広域環境施設組合は、大阪市、八尾市、松原市、守口市の4市から排出される一般廃棄物の焼却処理・処分を共同で行うため、地方自治法第284条に基づき設置された一部事務組合です。

※焼却残渣（焼却処理した際に発生した灰等）は大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）にて埋立処分されます。

(2) 中間処理施設

名 称	八尾市立リサイクルセンター	
所 在 地	八尾市曙町二丁目 11 番地	
敷 地 面 積	7,676m ²	
竣 工	平成21年（2009年）3月	
総 工 費	総工費 30 億 5,431 万円	
施 設	○工場棟 処理能力：粗大ごみ破碎施設 32 t / 日 資源ごみ選別施設 14 t / 日 容器包装プラスチック圧縮梱包施設 10 t / 日 ペットボトル圧縮梱包施設 2 t / 日	
	○学習プラザ「めぐる」 「めぐる」においては、フリーマーケット、リサイクル教室等の環境学習、おもちゃ病院等様々な事業を実施しています。	

(3) 最終処分場


名 称	八尾市一般廃棄物最終処分場	
所 在 地	八尾市上尾町九丁目 36 番地	
敷 地 面 積	19,733m ²	
全 体 容 量	70,000m ³	
残 余 容 量	37,570m ³ 令和元年度（2019年度）埋立量 749m ³ （覆土を含む）	
竣 工	平成8年（1996年）3月	
総 工 費	14 億 8,119 万 6 千円	

表2-2 八尾市のごみ処理施設

4. 処理実績

(1) ごみの総処理量

令和元年度（2019年度）は、73,738tとなっており、平成22年度（2010年度）と比較して、10.4%減少しています。1人1日あたりの処理量は、72.5g減少しています。

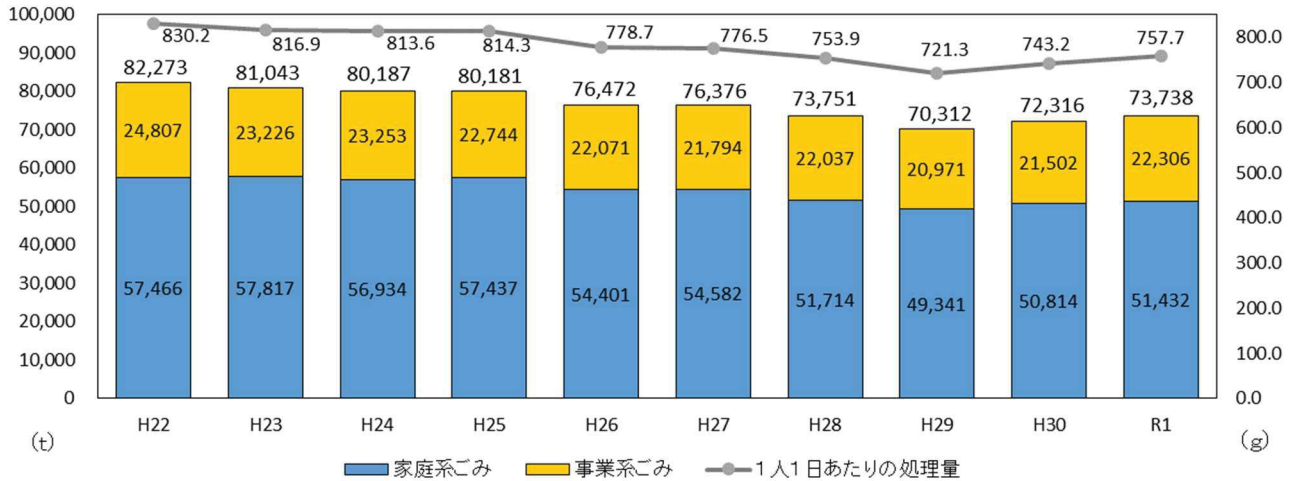


図2-3 ごみの総処理量

(2) 家庭系ごみの処理量

令和元年度（2019年度）は、51,432tとなっており、平成22年度（2010年度）と比較して、10.5%減少しています。1人1日あたりの処理量は、51.4g減少しています。

この減少は、平成25年（2013年）10月からの粗大ごみの有料化、平成28年（2016年）10月からの、新しい指定袋制度の実施によるものと考えられます。

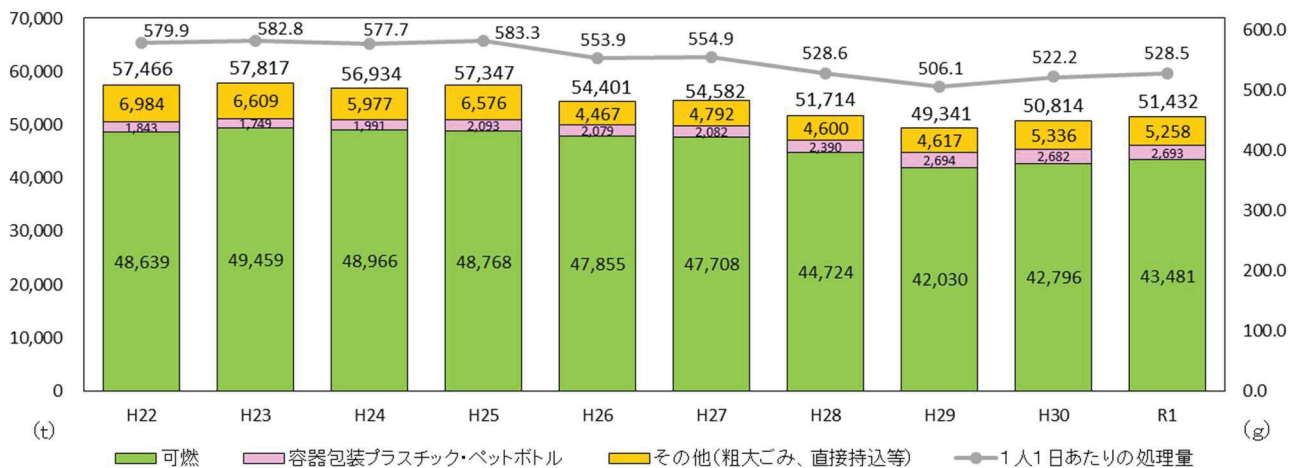


図2-4 家庭系ごみの処理量

(3) 事業系ごみの処理量

令和元年度（2019年度）は、22,306 t となっており、平成22年度（2010年度）年度と比較して、10.1%減少しています。1人1日あたりの処理量は、21.1 g 減少しています。

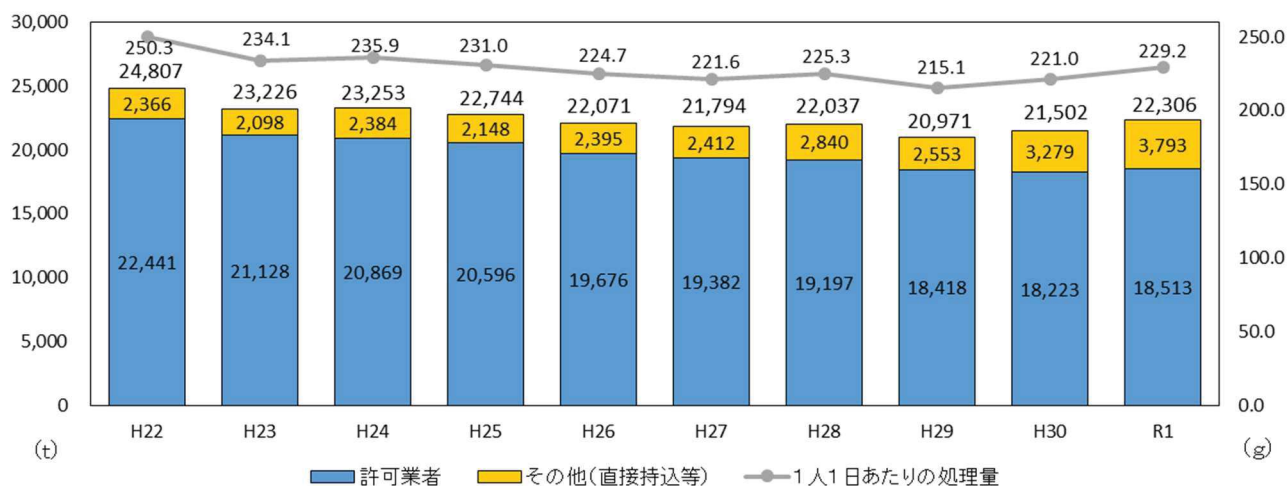


図2-5 事業系ごみの処理量

(4) 焼却処理量

令和元年度（2019年度）は、69,025 t となっており、平成22年度（2010年度）と比較して、10.1%減少しています。

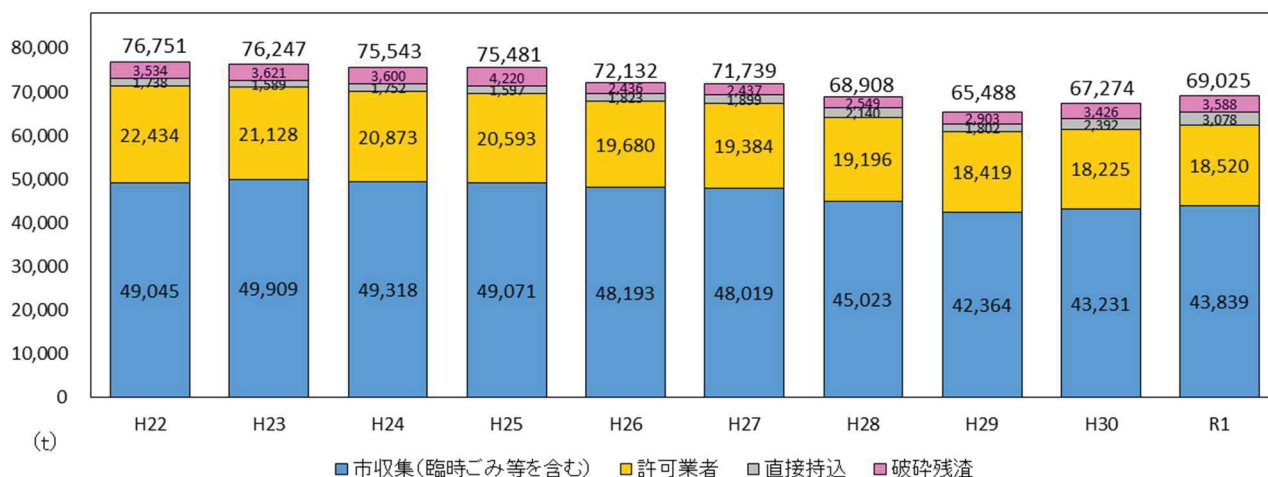


図2-6 焼却処理量

(5)リサイクル量

令和元年度（2019年度）は、11,135 t となっており、平成 22 年度（2010 年度）と比較して、27.1%減少しています。集団回収における古紙回収量の減少が主な要因と考えられます。

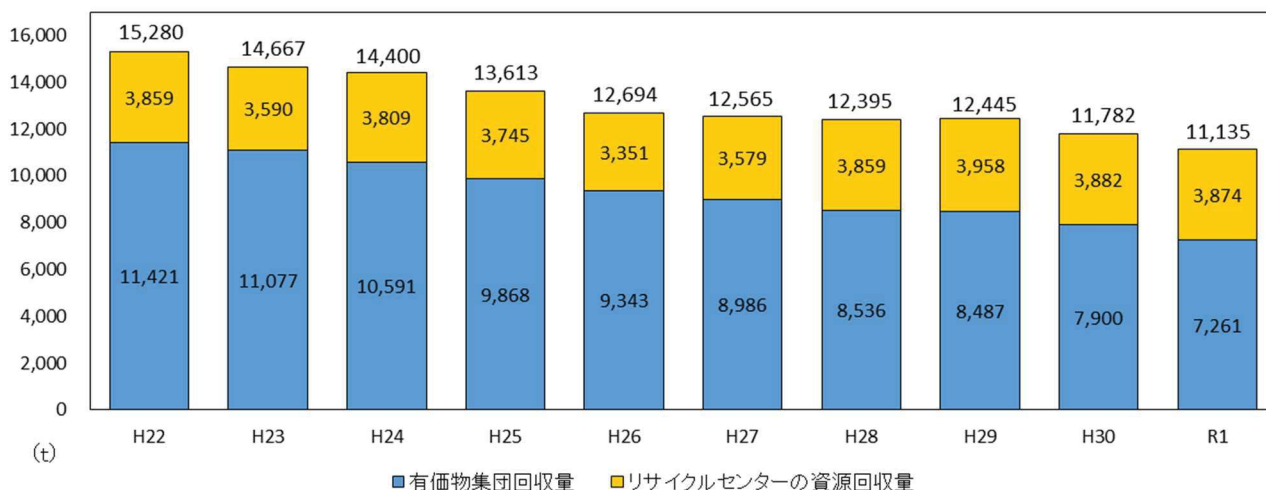


図 2-7 リサイクル量

5. ごみの組成

平成 27 年度（2015 年度）から令和元年度（2019 年度）までの過去 5 年間の可燃（燃やす）ごみの組成の推移は次頁のとおりです。

傾向としては、紙類と厨芥類が各々 35% 前後、あわせて 70% 程度を占めており、そのうち、紙類、食品ロス等リサイクルが可能なものがそれぞれの 20% 程度を占めています。令和元年度（2019 年度）の組成割合をみると、全体の約半数は、リサイクル可能物、食品ロスで占めています。

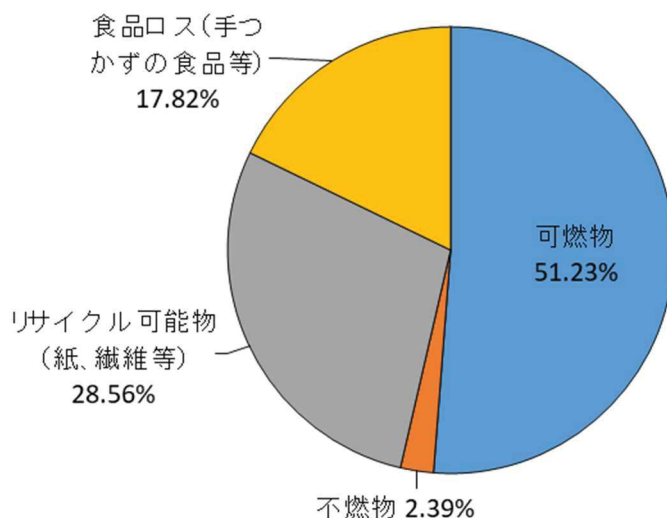


図 2-8 可燃（燃やす）ごみの組成

組成割合（湿重量比）（%）

		平成27年度 （%）	平成28年度 （%）	平成29年度 （%）	平成30年度 （%）	令和元年度 （%）
可燃類	紙類	27.05	35.37	32.35	35.34	31.69
	（そのうち、リサイクル可能物）	14.55	17.93	16.02	19.38	15.34
	繊維類	9.57	4.62	5.48	8.01	9.26
	（そのうち、リサイクル可能物）	6.76	1.21	1.83	3.20	4.95
	木・竹・わら類	4.03	2.31	2.46	2.32	2.11
	ビニール・合成樹脂 ・ゴム・皮革類	16.15	13.92	13.89	13.86	14.27
	（そのうち、リサイクル可能物）	7.88	8.32	10.00	8.66	7.98
	厨芥類	32.08	39.28	38.80	35.32	37.69
	（そのうち、食品ロス）			18.24	17.17	17.82
その他可燃物	1.19	1.12	2.40	0.80	2.30	
不燃類	鉄	0.32	0.14	0.26	0.18	0.14
	（そのうち、リサイクル可能物）	0.27	0.14	0.26	0.16	0.14
	アルミ	0.24	0.12	0.21	0.09	0.10
	（そのうち、リサイクル可能物）	0.18	0.02	0.08	0.00	0.00
	その他不燃物	7.34	0.45	1.74	2.69	1.12
	アルミを除く金属類	0.36	0.95	1.89	1.06	1.04
	貝類	1.27	1.38	0.00	0.00	0.00
	陶器・石類	0.08	0.10	0.00	0.00	0.07
	乾電池	0.03	0.02	0.04	0.06	0.06
	ガラス	0.29	0.22	0.48	0.27	0.15
（そのうち、リサイクル可能物）	0.24	0.21	0.26	0.22	0.15	
合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	

可燃（燃やす）ごみ
年間収集量（t）

47,708 44,724 42,030 42,796 43,481

表2-3 過去5年の可燃（燃やす）ごみの組成分析調査結果

●品目ごとの推計量

品目	組成割合	推計量	本来の排出方法、取組
リサイクル可能な紙類	15.34%	6,670 t	集団回収
リサイクル可能なビニール等	7.98%	3,470 t	容器包装プラスチック、ペットボトル
食品ロス	17.82%	7,748 t	食品ロスを発生させない取組

※ 推計量は、令和元年度（2019年度）可燃（燃やす）ごみ収集量から算出

表2-4 品目ごとの推計量

●可燃（燃やす）ごみに含まれていたリサイクル可能物・食品ロス

リサイクル可能な紙類
（チラシ類）リサイクル可能なビニール等
（未使用のポリ袋）食品ロス
（手つかずの食品）

6. 処理経費

ごみ処理に係る経費は以下のとおりです。

処理経費に関しては、焼却処理、選別・破碎・圧縮等の中間処理、埋立処分あわせて、15億円前後で推移してきました。焼却処理については、平成26年度（2014年度）まで大阪市が運営していた焼却工場で行っていたため、焼却量に応じた委託料を大阪市に支払ってきましたが、平成26年（2014年）10月に「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合（現・大阪広域環境施設組合）」が設立され、平成27年（2015年）4月から共同処理を行うことになったため、組合運営費を焼却量に応じて構成市が分担金を負担する仕組みに変わりました。

また、平成28年（2016年）10月から新しい指定袋制度を実施し、ごみ量が減ったこともあり、現在は12億円前後で推移しています。1人あたりの年間処理費用は4,670円となっており、平成22年度の5,580円と比較すると、910円減少しています。ごみの減量が進むほど、処理経費も抑えられる仕組みとなっています。

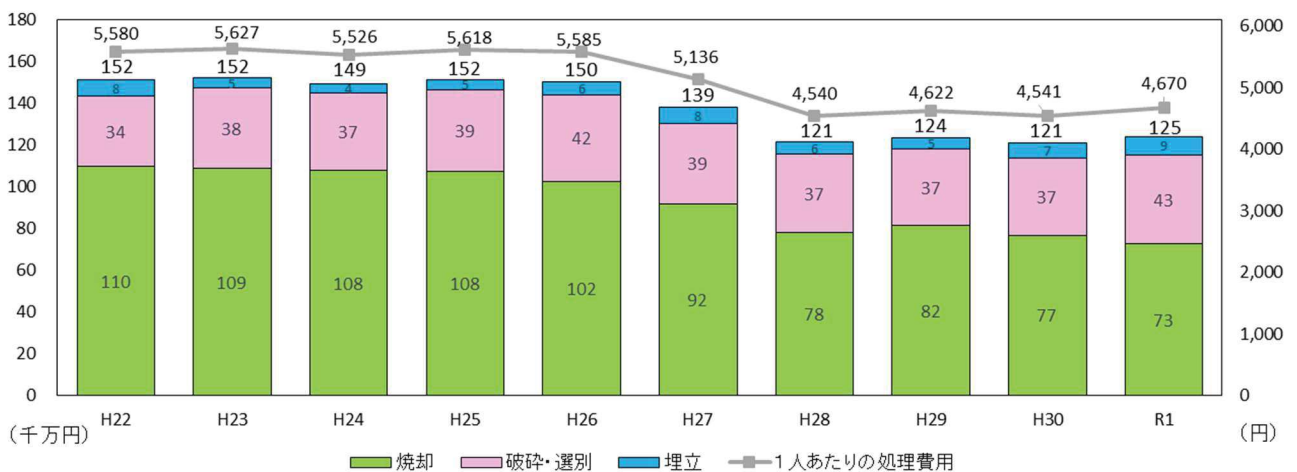


図2-9 処理経費

7. 他自治体との比較

(1) 大阪府内市町村との比較

府内市町村と比較すると、家庭系ごみ（資源物及び集団回収に係るものを除く）の1人1日あたりのごみ排出量が466gで、15位（43市町村中）に位置していますが、府民1人1日あたりの平均値（453g/人・日）を上回っています。

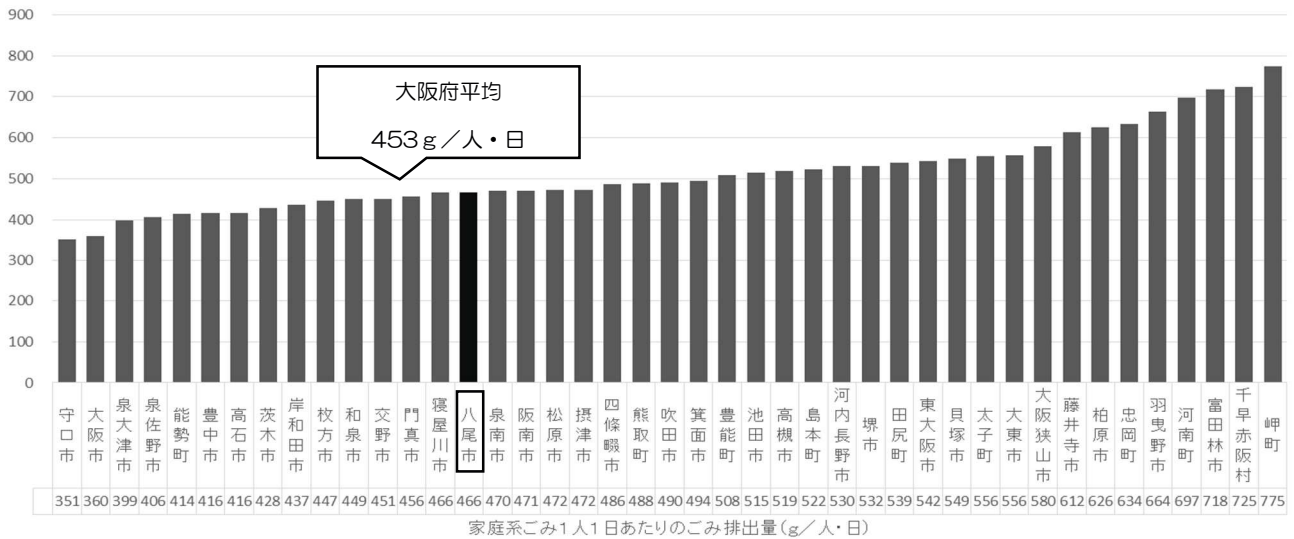


図2-10 大阪府下市町村における家庭系ごみの1人1日あたりのごみ排出量

（出典：平成30年度一般廃棄物処理実態調査結果より作成）

(2) 中核市との比較

全国の中核市間で比較すると、家庭系ごみ（資源物及び集団回収に係るものを除く）の1人1日あたりのごみ排出量が466gで、15位（60市中）に位置しており、平均値（512g/人・日）を大きく下回っています。

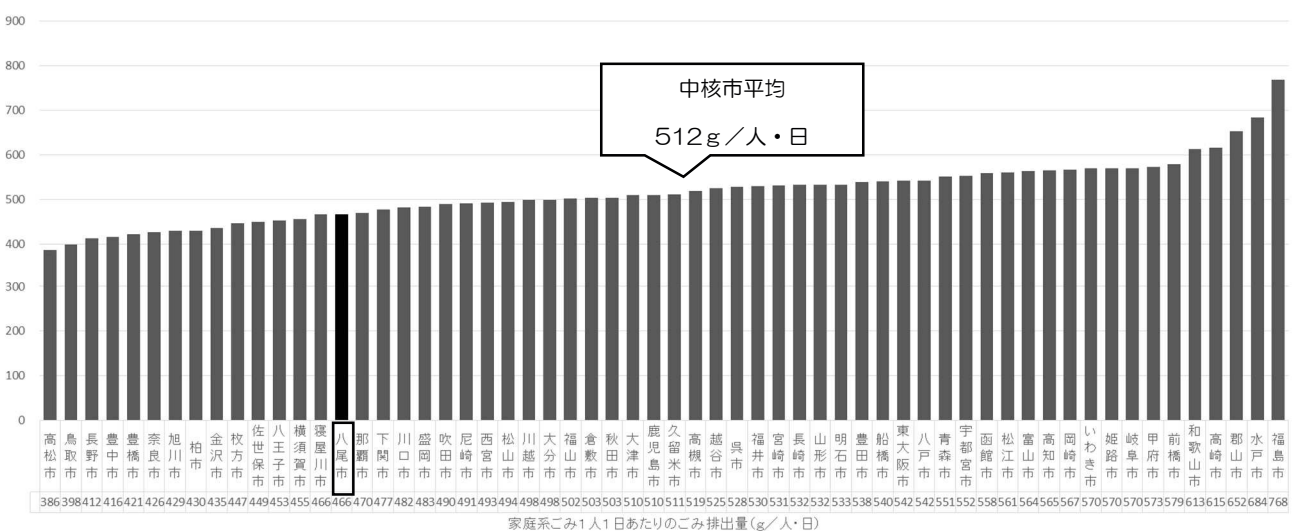


図2-11 中核市における家庭系ごみの1人1日あたりのごみ排出量

（出典：平成30年度一般廃棄物処理実態調査結果より作成）

第3節. 前計画の達成状況と今後の方向性

1. 前計画の達成状況

前計画の目標値と直近の実績の比較結果を以下の表に示しています。平成 24 年（2012 年）3月の改定当時は、焼却工場の管理運営経費や施設整備費といった負担が将来的に必要なことが想定されていたため、平成 24 年（2012 年）8 月、八尾市廃棄物減量等推進審議会に家庭ごみの有料制の導入について諮問し検討を行ってきましたが、平成 25 年（2013 年）4月に「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合（現・大阪広域環境施設組合）」の設立に向けた準備が進められました。本市のごみの焼却処理にかかる状況が計画開始当初の状況と大きく変化したことを踏まえ、家庭ごみの有料制の導入を見送り、従来の指定袋制度の検証、見直しを実施し、ごみの減量に取り組むことになりました。（粗大ごみについては平成 25 年 10 月から有料化）

総処理量等、計画開始前と比較すると全体的に減少傾向にあります。目標は未達成です。

評価項目	単位	前計画（H24.3 改定）目標値		実績		
		平成 27 年度	平成 32 年度 （令和 2 年度）	平成 23 年度 （開始前）	平成 27 年度 （中間）	令和元年度 （直近）
人口	人	267,000	258,000	271,066	268,755	265,908
総処理量	t / 年	69,399	64,084	81,043	76,376	73,738
家庭系ごみ	t / 年	47,460	44,741	57,817	54,582	51,432
事業系ごみ	t / 年	21,939	19,343	23,225	21,794	22,306
1 人 1 日あたりの処理量	g / 人・日	710.2	680.5	816.9	776.5	757.7
家庭系ごみ	g / 人・日	485.7	475.1	582.8	554.9	528.5
事業系ごみ	g / 人・日	224.5	205.4	234.1	221.6	229.2
焼却処理量	t / 年	62,626	57,934	76,247	71,739	69,025
資源化量	t / 年	23,155	24,305	14,667	12,565	11,135
集団回収量	t / 年	15,723	15,642	11,077	8,986	7,261
リサイクルセンターの資源回収量	t / 年	5,141	5,114	3,590	3,579	3,874
事業系ごみ	t / 年	1,925	3,088	—	—	—
生ごみ堆肥化	t / 年	366	461	—	—	—
リサイクル率	%	26.5	29.2	15.9	14.7	13.8

表 2-5 数値目標の達成状況

★八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)における算出方法★

1人1日あたりの処理量 (g/人/日)

$$= \text{総処理量 (集団回収量は含まない)} \div \text{人口} \div 365 (366) \text{日} \times 1,000,000$$

リサイクル率 (%)

$$= (\text{資源化量}) \div (\text{総処理量} + \text{集団回収量}) \times 100$$

2. 今後の方向性

食品ロスについては、本計画の他に、持続可能な開発目標 (SDGs) や令和元年 (2019 年) に策定された食品リサイクル法に基づく基本方針等において、食品ロスを令和 12 年度 (2030 年度) までに平成 12 年度 (2000 年度) の半減とする目標が設定されています。また、令和元年 (2019 年) 10 月には、食品ロスの削減の推進に関する法律が施行し、食品ロスが真摯に取り組むべき課題であることが明示されました。本市においても、関係機関と連携を図りながら、効果的な方策を講じていく必要があります。

また、プラスチックごみ削減については、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable (再生可能資源への代替) を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」が令和元年 (2019 年) 5月に策定されました。戦略では、「リデュース」「リユース・リサイクル」「再生利用・バイオマスプラスチック」それぞれに対するマイルストーン (目標) が定められました。「リデュース」に関しては、レジ袋有料化義務化、バイオマスプラスチック等の再生可能資源への適切な代替の促進等に取り組み、令和 12 年 (2030 年) までにワンウェイプラスチックを累積 25% 排出抑制することが盛り込まれています。本市においては、令和元年 (2019 年) 6月に「やおプラスチックごみゼロ宣言」を行い、マイバッグやマイボトルの活用や、河川及び市街地の清掃活動の参加等、プラスチックごみ削減を目指して各取組を推進しています。

YAO toward Zero Plastic Waste

やおプラスチックごみゼロ宣言

プラスチックは、利便性・経済性に優れていることから、社会において広く大量に普及し、私たちの日常生活は、その恩恵に大きく依存しているところです。しかし、その一方で、不用意に投棄されたプラスチックごみが、河川から海へと流れ込み、やがては細分化され、マイクロ・プラスチックとなって、海洋汚染を引き起こすとともに、魚や海鳥等が誤食するなど、生態系への深刻な悪影響が懸念されており、早急に取り組むべき地球規模の課題となっています。

このような中、本市では、SDGs（持続可能な開発目標）の理念に基づいた循環型社会や「きれいなまち八尾」、プラスチックごみゼロの実現に向けて、市民の皆様のご理解のもと、3R（リデュース、リユース、リサイクル）運動をはじめ、河川等におけるクリーンキャンペーン、市街地での美化・清掃活動など、市民、事業者、行政の協働を一層推進し、自ら率先した不断の取り組みを行うことを、ここに宣言します。

2019年6月28日

八尾市長 大松 桂右



図2-12 やおプラスチックごみゼロ宣言